

京都市告示第239号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年7月13日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
桃山経52号線	伏見区桃山町泰長老139番地の1地先から 同町136番地の1地先まで	旧	メートル 12.50	メートル 7.45 ~ 7.55
		新	12.50	7.46 ~ 7.48
羽束師経106号線	伏見区羽束師古川町18番地の5地先内	旧	14.30	6.25
		新	14.30	6.00
羽束師62号線	伏見区羽束師古川町49番地の9地先内	旧	26.80	1.80 ~ 3.90
		新	26.80	2.91 ~ 3.90

(建設局土木管理部道路明示課)